

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営の健全性を確保し、株主及び利害関係者等に対する経営の透明性を高め、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し企業価値の最大化を図ることは、経営上不可欠であると考えております。経営に対するチェック機能の強化、コンプライアンスの徹底、適時開示を念頭に置いた積極的な情報提供の実施については特に重視し、より一層の充実を図ってまいり所存であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
久田 敏貴	1,015,100	56.55
海帆グループ従業員持株会	47,700	2.66
石田 剛	8,000	0.45
木曾 憲次郎	8,000	0.45
小島 聡	8,000	0.45
久田 由美子	8,000	0.45
細野 順三	5,000	0.28
丹羽 喜裕	5,000	0.28
渡邊 康也	1,200	0.07

支配株主(親会社を除く)の有無	久田 敏貴
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	3 月
-----	-----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護方針に関しまして、支配株主との金額の多寡にかかわらず取引が発生、もしくは発生が予見される場合においては、取締役会での適正な審議をおこない少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することを基本方針としております。また、必要に応じて会計監査人等外部専門家の意見を求めることにより、取引の公正性を確保する方針です。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
家田 大輔	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
家田 大輔	○	—	弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有していること、客観的で広範かつ高度な視野での当社の企業活動への助言を期待できることから、社外取締役として適任であると考えております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当していないことから、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、毎月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述をおこなうなど、常に取締役の業務執行状況を監視できる体制となっております。また、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換をおこなうほか、四半期毎に三者によるミーティングをおこなうなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 国俊	他の会社の出身者													
細野 順三	その他													
丹羽 喜裕	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 国俊	○	——	会計及び経営に関する業務経験が豊富であることから、業務執行面での有効な監査を期待できることから、社外監査役として適任であると考えております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当していないことから、独立役員として指定しております。
細野 順三	○	——	経営コンサルティング業を営む会社の経営者として、経営及び財務に関する豊富なコンサルティング経験を有しており、業務執行面での有効な監査を期待できることから、社外監査役として適任であると考えております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当していないことから、独立役員として指定しております。
丹羽 喜裕	○	——	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していること、業務執行面での有効な監査を期待できることから、社外監査役として適任であると考えております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当していないことから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新**

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

当社では社外取締役を1名選任しており、監査役3名全員を社外監査役とすることで、経営の透明性、経営監視機能の客観性を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役3名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視体制が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成24年3月30日臨時株主総会終結の時に在任する当社取締役の一部に対して新株予約権を発行することを、平成24年3月30日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

取締役の一部に対して、当社の業績及び企業価値向上への貢献意欲や士気を高める目的として付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの取締役及び監査役に支払われた報酬は以下のとおりであります。

取締役の報酬等の総額89,660千円

社外監査役の報酬額の総額11,200千円

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会から授権された代表取締役が、役職や業績等を勘案のうえ決定しております。各監査役の報酬額は、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役及び社外監査役のサポート体制については、重要な会議への出席機会を保障し、かつ、情報収集活動をサポートする体制を整えております。また、経営企画室等が適宜取締役及び監査役の補助体制をとっており資料提供や、情報収集のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は監査役制度を採用しており、会社の機関としては会社法に規定する株主総会、取締役会及び監査役会を設置するとともに、社内の統治体制の構築のためリスクマネジメント委員会及びコンプライアンス委員会を設置しております。また、役員の構成は、取締役6名、監査役3名となっております。取締役のうち、1名が社外取締役であります。監査役は、3名が社外監査役であり、うち1名が常勤監査役であります。

取締役会は毎月1回開催されるほか、必要に応じて適宜、臨時取締役会を開催し、経営に関する重要な意思決定をおこなっております。各部門を直接指揮・監督する本部長及び室長は取締役会において選任され、取締役会が定めた責務を遂行いたします。加えて、当社の部長職以上によって構成される経営会議を毎月1回以上開催し、重要事項の審議、経営方針の調整や個別課題の審議・決定等をおこない、情報の共有化を図るとともに、迅速な問題解決に努めております。

当社の内部監査は、専任の内部監査室を設け担当者2名を配置しております。内部監査は、年間監査計画に基づき、店舗又は部門毎に実施し、監査報告書及び改善指摘事項を当該店舗又は部門に報告し、改善方針書を受領した上で、改善状況の確認をおこなっております。また、内部監査担当者は監査役及び会計監査人と情報交換をおこない相互連携を図るとともに、監査役及び会計監査人からの助言等を得て内部監査の充実を図っております。

監査役会は、監査役3名(常勤監査役1名、非常勤監査役2名)で構成され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議をおこない、必要に応じて勧告をします。また、監査役は取締役会に出席するほか、社内の重要会議に可能な限り出席し、議案及び報告事項についての意見交換並びに質疑応答等をおこない、経営の監視をしています。さらに、監査役は代表取締役と定期的に会合をおこない、経営上の課題や監査上の課題等について意見交換し、代表取締役との相互認識を深めるとともに、会計監査人との定期的な会合を通じて相互連携を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会設置会社であり、現状の事業規模等を考慮して、当体制が経営監視機能として有効であり、業務執行の観点からも当体制が適切であると判断しております。

また、取締役は、迅速かつ的確な意思決定や業務遂行が重要であるとの考えから業務に精通した社内取締役を多く選任しておりますが、客観的で広範かつ高度な視野を持つ社外取締役も選任しており、監査役3名全員(非常勤監査役2名)が社外監査役であることと合わせて、経営監視機能の有効性は確保されていると考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	三菱UFJ信託銀行株式会社が運営する議決権行使Webサイトシステムの利用を検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を検討しております。
その他	招集通知の発送とあわせて、当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会は年1回以上開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表時において、定期的に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信(四半期短信を含む)、有価証券報告書(四半期報告書を含む)などの適時開示書類、IRニュース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室をIR活動担当部署、取締役経営企画室長をIR活動の推進責任者としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様へ、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報を分かりやすく公平かつ適時・適切に提供することを基本方針としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、法令遵守や環境保全をはじめさまざまな事業活動において果たすべき企業の社会的責任について、当社が積極的な取り組みを行い、社会からの信認を得ることにより企業価値の向上を図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の事業活動は、株主・投資家の皆様をはじめとする全てのステークホルダーのご理解と信頼の上に成り立つものであると認識し、積極的にIR活動に取り組み、企業価値の向上に努めて参ります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。

取締役会は毎月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時開催もおこなっております。重要事項の対策及び各種計画の検討等、経営環境の変化に対応してまいりました。従業員に対する教育としては、営業部門の従業員を対象に研修等を随時開催しております。監査役会も毎月1回以上開催しております。

当社では、平成26年6月27日開催の臨時取締役会において、会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について決議しております。本体制に関する臨時取締役会決議の内容は、次のとおりであります。

a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。

(b) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。

(c) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督をおこなっている。

(d) 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

c. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

(a) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。

(b) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ確かな経営情報把握に努める。

d. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 代表取締役社長は、管理本部長をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置させる。コンプライアンス委員会は、リスクマネジメント委員会と連携して、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的におこなえる体制を推進・維持する。

(b) 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役社長、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。

(c) 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「行動規範」を定める。

(d) 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外(常勤監査役・内部監査担当・弁護士・社会保険労務士)に匿名で相談・申告できる「内部通報制度」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

e. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 代表取締役社長は、管理本部長をリスク管理の総括責任者として任命し、リスクマネジメント委員会を設置させる。リスクマネジメント委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定をおこない、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。

(b) リスク管理を円滑にするために、リスクマネジメント規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

f. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の管理は、管理本部長が統括し、毎月、職務執行のモニタリングをおこない、必要に応じて取締役会への報告をおこなう。

g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a) 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議をおこない、当該使用人を任命及び配置することができる。

(b) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a) 監査役は、取締役会以外にも幹部会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。

(b) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。

(c) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。

i. その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

(a) 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。

(b) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換をおこない、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

j. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「反社会的勢力対応規程」を策定し、企業の社会的責任である、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係遮断を行うに当たり、当社グループの役員および社員の平素からの対応や事案発生時の組織対応制度等についての基本事項を定めております。また、反社会的勢力排除に向けた整備状況については次のとおりとなっております。

(a) 社内規程の整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対応規程」を策定し、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で貫き、反社会的勢力との関係を遮断することを基本方針としております。また、「反社会的勢力との対応マニュアル」を策定し有事の事態にも対応できる体制を整備しております。

(b) 対応統括部署

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を管理本部総務課と定めています。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに管理本部総務課に報告・相談する体制を整備しております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

イ. 新規取引先について

原則として、日経テレコン21を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査します。

取引の開始時には、各種契約書等に、「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係をもった場合の契約解除」の暴力団排除条項を明記することとしています。

ロ.既取引先等について

反社会的勢力排除に向けた整備をおこなう前の既取引先等についても、暴力団排除条項を明記した契約書と覚書を全対象取引先と新たに締結しました。

ハ.既取引先等が反社会的勢力であると判断した場合や疑いが生じた場合について

その内容を直ちに対応統括部署を経由して、コンプライアンス委員会に報告し検討した後、速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。

(d)外部の専門機関との連携状況

当社は、「暴力追放愛知県民会議」へ加盟し、外部講習会・セミナー等に参加する等、日常の情報収集をしております。また、緊急時対応のための警察、弁護士等外部専門機関との連携体制を構築しております。

(e)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、対応統括部署に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

(f)研修活動の実施状況

当社は、定期的にコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念において、企業のディスクロージャー・IR実務を支援することを通して、投資家の方々による適正な企業価値評価と投資行動を促進し、顧客企業と資本市場の健全な成長に貢献することを社会的使命としています。この経営理念とそれに基づく社会環境行動基準に則り、当社は株主、投資家の方々に対して、迅速、正確かつ公平なディスクロージャーを実行します。その継続により、経営の透明性を高め、社会的存在としての企業の信頼性を追求します。

この基本方針を社内外に周知するとともに、自らのディスクロージャーを常に、適正な基準、方法、体制で実行するために、ディスクロージャー・ポリシーを以下の通り定めています。

2. ディスクロージャー・ポリシー

(1) 情報開示の基準

当社は、会社法、金融商品取引法その他諸法令ならびに東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める会社情報の適時開示に関する規定（以下、「適時開示規則」）に従って情報開示を行います。投資判断に重要な影響を与える決定事実、発生事実、決算に関する情報が生じた場合には、適時開示規則の基準に沿って迅速に開示するとともに、適時開示規則に該当しない場合でも、投資家の方々に当社を理解いただくために重要あるいは有益であると判断した情報につきましては積極的に開示します。

なお、個人情報、顧客情報及び関係者の権利を侵害することになる情報につきましては開示しません。

(2) 情報開示の方法

適時開示規則に該当する情報につきましては、東京証券取引所が提供する「TDnet（適時開示情報伝達システム）」へ登録し公開した後、速やかに当社ホームページに掲載します。適時開示規則に該当しない情報につきましても、ホームページへの掲載等により広く開示します。

(3) インサイダー取引の未然防止

当社は、重要情報を適切に管理しインサイダー取引の未然防止を図るための社内規程を定め、グループ社員全体への周知徹底と理解啓蒙を促進しています。全社員向けインサイダー研修等の定期研修会（年1回）の開催をおこない、外部の勉強会に積極的に参加するによって具体的な理解を深めております。

(4) 業績予想及び将来情報の取り扱い

当社が開示する業績予想、戦略、方針、目標等のうち、歴史的事実ではないものは将来の見通しに関する記述であり、これらは、当社がその時点で入手している情報及び合理的であると判断される一定の前提に基づく計画、期待、判断を根拠としており、実際の業績等は様々なリスクや不確定要因により大きく異なる可能性があります。

(5) 沈黙期間

当社は、投資家の方々への公平性を確保するため、各四半期の期末日の翌日から各決算発表日までを沈黙期間としています。この期間中は、決算・業績見通しに関する質問への回答やコメントを差し控えております。ただし、沈黙期間中に業績予想を大きく外れる見込が出てきたときには、適時開示規則に従い、適宜情報開示を行います。

(6) 社内体制の整備について

当社はディスクロージャー・ポリシーを適切に運用し、適時開示規則に基づく適時、適切な情報開示を実行する体制を構築し維持します。当社は、情報開示担当部門が社内の各業務執行部門との連携により適切な情報収集と分析を行い、会社として適切な判断の上で開示を行うために、情報の発生から開示に至る手続きとプロセスを明確化しています。

3. 適時開示に係る社内体制

(1) 適時開示に係る開示手続きとプロセス

(a) 決定事実に関する情報の取扱い

当社は、適時開示規則の決定事実に該当する重要事項の機関決定は、取締役会（毎月1回及び必要に応じ随時開催、監査役も出席）または経営会議（毎月1回及び必要に応じ随時開催）が行います。重要事項を決定した場合、取締役会、経営会議は情報取扱責任者に速やかに開示するよう指示します。

(b) 発生事実に関する情報の取扱い

各業務執行部門の部門長ならびに子会社の責任者は、適時開示規則の該当事実の発生を把握した時点で直ちに、情報取扱責任者に報告します。情報取扱責任者は必要な情報・資料を収集し事実関係を迅速に把握した上で、関係部門長と協議し、重要性の判断、適時開示規則に基づく開示要否の判断を行います。情報取扱責任者は、取締役会、経営会議もしくは代表取締役社長に報告し、承認を得た上で速やかに開示します。

(c) 決算に関する情報の取扱い

1) 本決算

管理本部長は会計データに基づく決算資料と、経営企画室が作成した定性情報ならびに翌期の業績予想に基づいて決算短信を作成します。さらに管理本部長は、その内容について経営企画室からチェックを受けた後、決算短信を取締役に提出します。取締役会は管理本部長ならびに経営企画室長の説明をもとに審議し、決算短信の開示内容の適否を判断します。情報取扱責任者は、取締役会の承認に基づき速やかに決算短信を開示します。

2) 四半期決算

本決算と同一のプロセスで開示します。前項の「決算短信」を「四半期決算短信」に読み替えます。

3) 業績予想の修正について

経営企画室長は、業績データならびに業績に関連する情報に基づく通期及び各四半期累計の業績見通しを四半期ごとに策定します。また、売上、コスト、経費等業績に大きな影響が見込まれる状況が発生した場合は、随時策定します。

経営企画室長は、その時点における業績見通しとそれまでに公表した直近の業績予想との差異が、適時開示規則の軽微基準内か否か、軽微基準内であっても開示の必要性がないかについて検討し、取締役会に対し、業績予想の修正に関する適時開示の要否を付議します。開示必要と決定した場合、取締役会は情報取扱責任者に速やかに開示するよう指示します。なお、緊急の場合は、経営会議に付議し開示要否の判断を得ます。

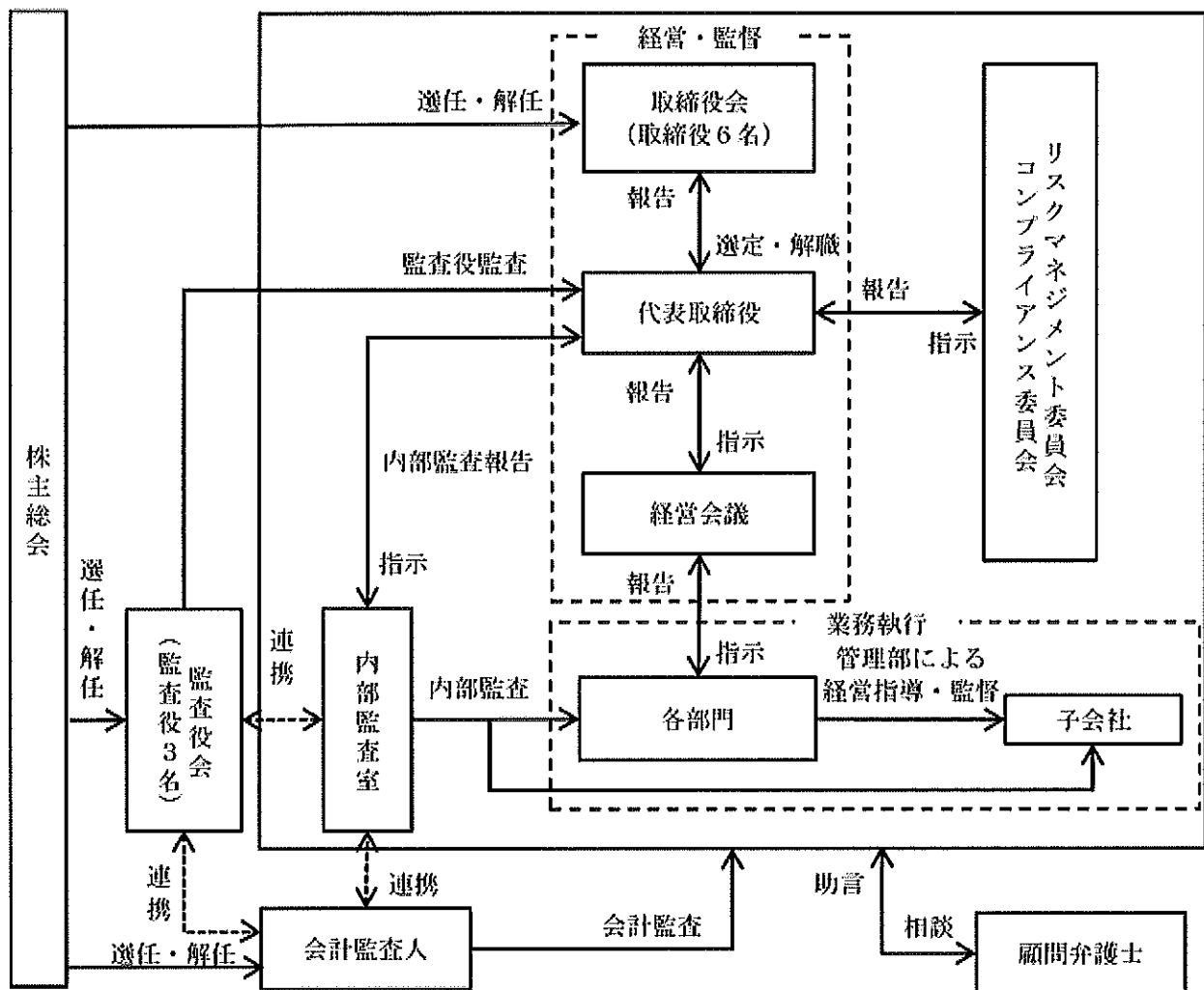
(2) 開示すべき会社情報の報告・精査・法的チェック等のプロセスと牽制制度

情報取扱責任者は、開示すべき会社情報の正確性と開示制度・基準との適合性を確保するため、必要に応じ、社内では監査役会との協議、法務・コンプライアンス部門のチェック、また社外では、会計監査人又は弁護士のチェックとアドバイス等のプロセスを加えます。

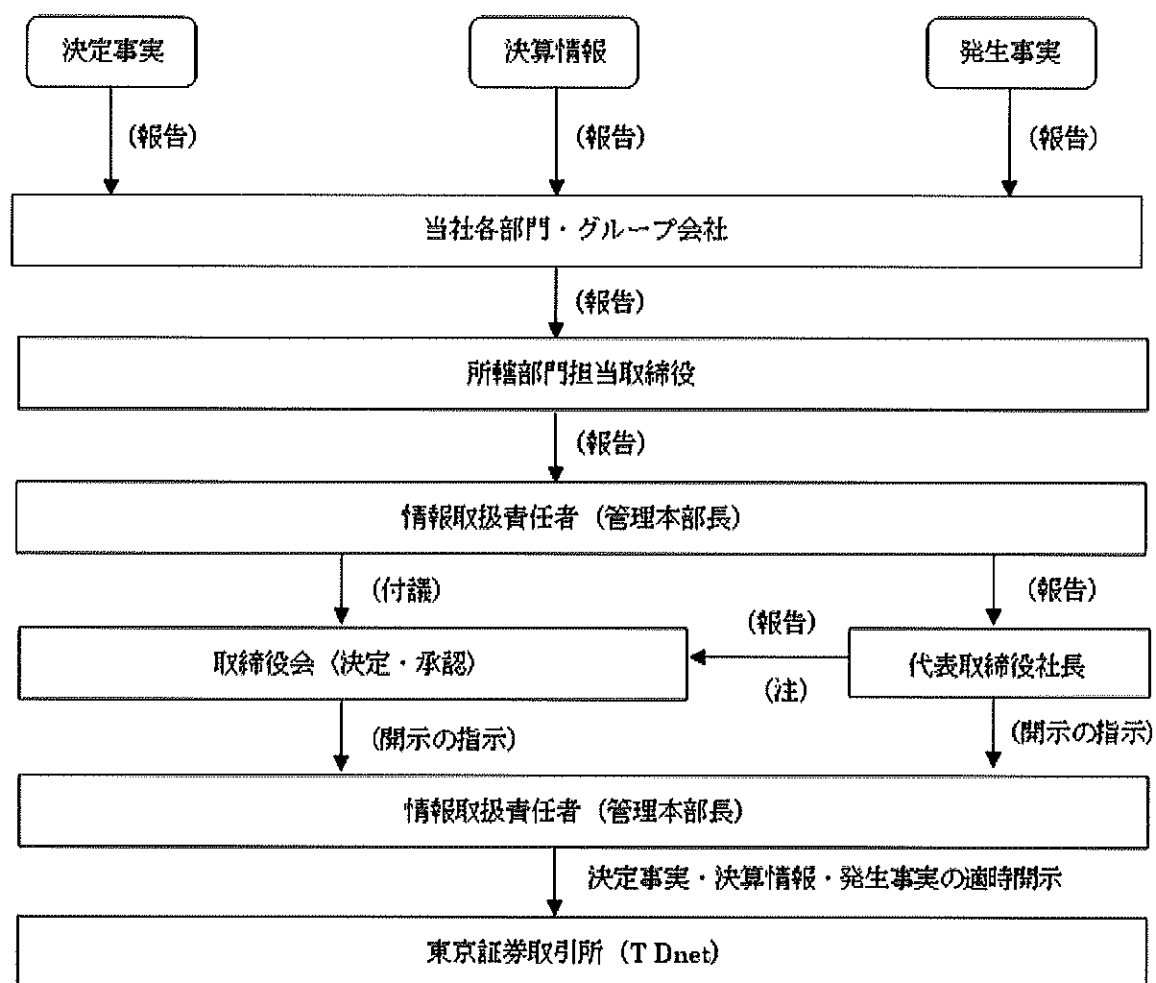
(3) 適時開示資料等の管理状況

当社は、適時開示情報やそれに相当する重要情報を取り扱う場合は、その情報を公表(ホームページ上に掲示)するまでは、社内の内部サーバで管理し、公表予定時刻に合わせて社内の内部サーバから公開サーバ(ウェブサーバ)に置き換えて情報を公表する手続きをとっております。社内サーバは公開サーバとは別のサーバであり、一部の担当者のみアクセスでき、パスワードをつけることで外部から閲覧することはできない仕組みとなっております。

また、上記の対応につきましては、社内通達で全社員へ案内をおこなっているほか、マニュアルを制定して社内周知徹底を図っております。



適時開示手続き



(開示後、当社ホームページのIRサイトにも速やかに公開)

(注) 緊急を要する発生事実に関する情報は、開示後に改めて、取締役会に報告されます。